解散公告（第一回）

当法人は、令和八年十月二日札幌地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

札幌市南区（札幌郡豊平町字豊瀧一一七三番地）　宗教法人信行教會

清算人　弁護士　小倉　泰彦

連絡先　札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地一六七　南一条法務税務センター九階　中島・野口法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月二十八日開催の社員総会の決議により、令和八年九月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

広島市南区皆実町四丁目八番八号　医療法人住谷内科・消化器内科・リハビリテーション科

清算人　住谷　彰夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月十三日開催の理事会及び令和八年六月二十一日開催の評議員会の議決により令和八年九月三十日長野県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

長野県上田市上丸子三〇三番地　学校法人丸子学園

清算人　田中　久子

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

京都市伏見区淀池上町一六〇番地二〇　医療法人ふくはら歯科クリニック

清算人　福原　荘太

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

大阪府守口市金下町一丁目八番六号　医療法人石田医院

清算人　石田　博文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字鮫町字大槻窪三〇番地一、最後の住所青森県八戸市柏崎一丁目一番八号　エトワール八戸第二―一〇八

被相続人　亡　風張久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

青森県八戸市内丸三丁目二番五号　司法書士法人わかば法務事務所

相続財産清算人　司法書士　久保　隆明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市泉菅野二丁目七番、最後の住所秋田県秋田市泉菅野二丁目七番一号

被相続人　亡　進藤　秋作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

秋田県秋田市川元開和町九番一号　朝日ビジネスビル二階　西野法律事務所

相続財産清算人　弁護士　西野三紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県長井市泉一四三四番地三号、最後の住所山形県長井市泉一四三四番地の三号

被相続人　亡　遠藤　弘美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

山形県長井市四ツ谷二丁目一番二九号

相続財産清算人　司法書士　樋口　泰栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県伊勢原市上粕屋二八五四番地五、最後の住所茨城県古河市女沼一四六八番地二一

被相続人　亡　鈴木　一枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

事務所茨城県古河市本町一丁目四番四号　小野寺法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小野寺信次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市真鍋六丁目一九番、最後の住所茨城県土浦市真鍋六丁目一九番三六号

被相続人　亡　浦川　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

茨城県土浦市港町一丁目七番三号櫻井ビルⅡ六階Ａ　小菅綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小菅　稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市緑三丁目三四番、最後の住所栃木県宇都宮市宿郷五丁目二三番六号グレイス城東四〇一　被相続人　亡　齋藤　悦美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

栃木県宇都宮市下戸祭一丁目二番四号赤羽ハイツ一階　八幡山法律事務所

相続財産清算人　弁護士　服部　有

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区湯島二丁目三九番地、最後の住所不明　被相続人　亡　矢野榛太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

埼玉県桶川市東一丁目八番二号ドエル桶川Ⅲ二号

相続財産清算人　弁護士　渡辺　俊和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市長在家六二八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小川　武芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

埼玉県深谷市西島町三丁目一五番六号五ｔｈパティーナ二階内田徹法律事務所

相続財産清算人　弁護士　内田　徹

第２期決算公告

令和８年11月９日　札幌市北区北二十一条西十二丁目２番地　北大ビジネス・スプリング

株式会社メカノクロス

代表取締役　坂田　一樹

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	694,605	流動負債	40,099
固定資産	59,801	固定負債	65,326
繰延資産	505	株主資本	649,486
		資本金	20,000
		資本剰余金	828,196
		資本準備金	828,196
		利益剰余金	△198,710
		その他利益剰余金	△198,710
		（うち当期純損失）	(146,649)
資産合計	754,911	負債・純資産合計	754,911